

議案第 1 2 号

旭市犯罪被害者等支援条例の制定について

旭市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者であって、市内に住所を有するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (5) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及び

報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

(8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

(9) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないように十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配

慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（市民等及び事業者の理解の推進）

第8条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体等への支援）

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その果たす役割の重要性に鑑み、更なる活動の促進を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第10条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われたときに市民であった者に限る。）で市長が必要と認めるものに対し、見舞金を支給する。

（転居費用の助成）

第11条 市は、前条の規定による見舞金の支給を受けることができる者のうち、当該犯罪行為の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めたものに対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居（最初の転居に限る。）した場合は、当該転居に要した費用の一部を助成する。

（支援を行わないことができる場合）

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 10 条及び第 11 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。